

令和6年度有望輸出国における県産農林水産物等の販路回復事業委託業務に係る  
公募型プロポーザルに関する質問書への回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	委託業務仕様書(案) 3 業務の内容	見積りの積算において、香港・台湾・韓国のそれぞれのイベントの参加人数(試食人数)のおおよその数をご教示願います。香港は開催規模(30名~50名)と確認しております。	委託業務仕様書(案) 3 (2) 各現地におけるイベントへの出展は、他団体が主催するイベントへ福島県としてブースを出展することを想定しており、各現地において、約2時間の間に、約400人の参加者のうち、約200人の試食試飲を見込んでおります。
2	委託業務仕様書(案) 3 業務の内容	福島県産品の利用において、各国の輸入規制状況に基づき、正式な輸出手続きを行った上で輸送出来る産品または現地で流通されているものに限ると理解しておりますが、参加事業者様(産品)は既にある程度お決まりでしょうか?	委託業務仕様書(案) 3 (1) 香港現地における交流会(以下、「交流会」。)及び(2)現地におけるイベントへの出展(以下、「イベント」。)において提供する試食試飲品については、各現地に輸出、流通が可能な食材(産品)の中から、受託業者において選定いただき、福島県と協議の上決定します。 なお、交流会については県内業界団体関係者を講演者として手配することとしておりますが、イベントは福島県(受託者含む)でブースを出展し、試食試飲品の提供をするため、食品製造業者等の事業者様に随行いただく想定はありません。
3	委託業務仕様書(案) 3 業務の内容	香港(1月)・台湾/韓国(2月)でそれぞれ最低1回づつ合計3回のイベントが行われ、そこに福島県より最大4名の方が渡航する前提の積算を行っておけば良いでしょうか?香港のみ4名で台湾と韓国はそれぞれ人数想定などございますでしょうか?	委託業務仕様書(案) 3 (1) 香港現地における交流会(以下、「交流会」。)は、香港(1月)において1回実施します。 加えて、委託業務仕様書(案) 3 (2) 現地におけるイベントへの出展(以下、「イベント」。)は香港、台湾及び韓国(2月)それぞれ

			<p>れにおいて各1回（計3回実施）実施します。</p> <p>なお、そのうち講演者の手配等を要するのは、交流会（1月）のみであり、当該行事において、最大4名の渡航及び滞在にかかる費用を委託業務によりご負担いただきます。</p> <p>また、イベント（2月）における講演者の手配等は想定しておりません。</p>
4	委託業務仕様書（案） 3 業務の内容	通訳者の手配などは必要でしょうか？それぞれのイベントに司会者、通訳者、ブースの商品説明の通訳者など。	<p>各行事を円滑に実施するため、委託業務仕様書（案）3（1）香港現地における交流会の開催においては、司会者（通訳者含む）2名、委託業務仕様書（案）3（2）各現地におけるイベントへの出展においては、出展ブースにおける商品説明のための通訳者1名を手配いただく想定です。</p> <p>なお、司会者及び通訳者は各現地での手配を想定しております。</p>